憲法記念日にあたっての会長談話

日本国憲法は、1947年(昭和22年)5月3日の施行から78周年を迎えました。

1945年(昭和20年)8月9日、長崎に投下された原子爆弾により数万人にものぼる多くの人々の命が一瞬にして奪われ、生き残った人々も放射線被ばくの影響で長年苦しむことになり、その苦しみは現在まで続いています。終戦後、施行された日本国憲法は、基本的人権の尊重、平和主義、国民主権の3つを基本原理とし、前文においては、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」とも謳っています。

2024年(令和6年)10月11日には、日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)のノーベル平和賞受賞が発表され、同年12月10日にノルウェー・オスロにおいてその授賞式が行われました。日本被団協代表委員の一人である田中熙巳さんは、長崎での被爆体験や被爆者たちの苦しみを語り、「人類が核兵器で自滅することのないように!」「核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょう!」と世界に訴えかけました。被爆地である長崎の弁護士会として、日本被団協のノーベル平和賞受賞は、日本国憲法の平和主義の理念の実現につながる、とても素晴らしい出来事であると考えます。

そして、今年、日本弁護士連合会(日弁連)は、ここ長崎の地において、第67回人権擁護大会を、12月11日、12日の2日間にわたって開催します。人権擁護大会は、これまでの人権課題に関する調査・研究の成果を発表し、問題点を共有した上、その改善や新たな制度の実現に向けて、日弁連の宣言・決議として表明するものです。長崎での開催は、実に57年ぶりとなります。そして、長崎での人権擁護大会で取り上げられる2つのテーマのうちの1つが、「再び戦争の惨禍が起こることのないように~『危機の時代』の私たちの選択~」に決まりました。

2022年(令和4年)12月に、日本政府は「国家安全保障戦略」・「国家防衛戦略」・「防衛力整備計画」のいわゆる安全保障関連三文書(安保三文書)を閣議決定し、敵基地攻撃能力(反撃能力)の保有や、防衛費の大幅な増額、特に、日本の南西方面での防衛力強化を進めています。ここ長崎においても、防衛力の

強化は無関係ではありません。占拠された離島の奪還を任務とし、有事の際の最前線ともなり得る水陸機動団の拠点が、2018年(平成30年)に相浦駐屯地に発足しました。また、佐世保市の崎辺地区でも、大規模な陸海統合運用拠点となることが見込まれる大型岸壁の工事が進められています。

日本政府は、大規模な防衛力強化を進めていますが、近隣諸国が日本の防衛力強化を脅威とみなせば、近隣諸国もさらに軍備を増強することが懸念されます。これでは、とめどない軍拡競争に陥りかねません。また、世界では軍事的な抑止力が破れて報復の連鎖となり、多数の市民が殺傷される、戦争という名の惨禍が現実に生じています。多数の人命を奪い人々を不幸にする戦争は、最大の人権侵害です。そして、戦争回避の方策は、軍事的な抑止力ではなく、憲法の理念である平和主義にかなった、日本にふさわしい代替策があるのではないでしょうか。長崎の人権擁護大会では、皆様と一緒に、そのような方策を考えていきたいと思います。

当会は、個人が尊重される社会の実現を希求する一員として、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するべく、今後とも、あらゆる人々が個人として尊重される世の中を目指した活動や提言に真摯に取り組んでいきます。

2025年(令和7年)5月3日

長崎県弁護士会 会長 岡 田 雄一郎